

I. はじめに



1. 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけと役割

この計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条に定められた「市町村建設計画」であり、多気町と勢和村が合併した場合の新町の建設（まちづくり）を総合的かつ効果的に進めることを目的として策定するものです。また、新町がすみやかに一体的なまちとなり、住民の暮らしが向上し、かつ、新町全体が均しく発展することをめざすものです。

この計画は、新町において合併特例法にもとづく合併特例債などの財政的な支援措置を受ける場合の前提となる計画であり、新町のまちづくりを進めるうえでの基本方針として、将来像や基本理念、基本政策などを定めるとともに、その実現に向けた新町の具体的な施策や事業について、体系的にまとめるものです。また、合併後に策定される新町総合計画等の基礎となるものです。

(2) 計画の期間

計画期間は、合併後概ね10年間（平成17年度から平成27年度まで）を基本とします。また、具体的な施策や財政計画等に関しては、社会情勢や財政状況の変化などにもとめない、見直しや変更を行うことができるものとします。



2. 計画策定にあたっての方針

新町建設計画の策定にあたっては、次の点に留意するものとします。

- ①両町村の総合計画・実施計画に基づいた計画とします。
- ②新町の事業は、ハード事業だけでなくソフト事業にも配慮するものとし、合理的で健全な財政計画に裏付けられた計画とします。
- ③会議の公開やホームページ、協議会だより等を通して、住民への情報提供と意見収集に努めるものとし、住民の意見を反映した計画とします。